

点呼告示の改正について

令和5年度 第3回「運行管理高度化ワーキンググループ」

点呼告示の改正について

遠隔点呼の検討状況

- 同一事業者内の遠隔点呼については、令和5年4月以降、法令に基づき本格運用を開始。令和5年9月末時点で、延べ580件(トラック:495件、バス:59件、タクシー26件)の届出を受領し、大きなトラブルなく運用を進めているところ。
- 運転者が宿泊施設や休憩施設、車内などで遠隔点呼の実施が可能となるよう要件を検討し、令和5年度第1回運行管理高度化検討会(令和5年8月29日開催)で要件の最終とりまとめを実施。
- 事業者を跨ぐ遠隔点呼については、令和5年度第2回運行管理高度化検討会(令和5年12月6日開催)について先行実施要領に基づく進め方をお示しし、2月29日までの間に29グループ50事業者(貨物8グループ、乗用17グループ、乗合1グループ、貸切3グループ)から申請を受けつけ、承認いただいたところ。

自動点呼の検討状況

- 業務後の自動点呼については、令和5年4月以降、法令に基づき本格運用を開始。令和5年9月末時点で、延べ426件(トラック:389件、バス:29件、タクシー:8件)の届出を受領し、大きなトラブルなく運用を進めているところ。
- 現状、営業所・車庫において実施可能であるが、運転者が営業所・車庫以外で業務を終了する場合においても業務後自動点呼が実施可能となるよう要望を頂いているところ。
- 業務前の自動点呼については、令和5年度において実証実験を実施し、要件の検討を行っており、早期の実現について強い要望を頂いているところ。
(今後の進め方については資料2で詳細を説明)

点呼告示の改正について

点呼告示の改正概要

遠隔点呼、自動点呼の検討状況を踏まえ、令和6年4月以降、下記の告示改正を実施予定。

○ 営業所、車庫以外で遠隔点呼、業務後自動点呼が実施可能となるよう告示を改正。

（主な事項）

- ・点呼実施場所を事前に定めること及び場所の記録を求める。
- ・事前に定めた場所において点呼を実施していることの確認を求める。
- ・営業所、車庫以外で実施する場合においても、なりすまし防止、アルコール検知器の不正使用防止のため、監視カメラの設置などを求める。（次項にて詳細を説明）
- ・営業所・車庫以外で業務後自動点呼を実施する場合においては、その様子を静止画又は動画で記録し、業務後点呼実施後にその記録を通じて点呼の様子を事後に確認するか、運行管理者等がその様子を常時確認することを求める。

(遠隔点呼・現状)



営業所・車庫に備付の
監視カメラ

(被実施場所拡大)



クラウド型ドラレコの活用

(課題)

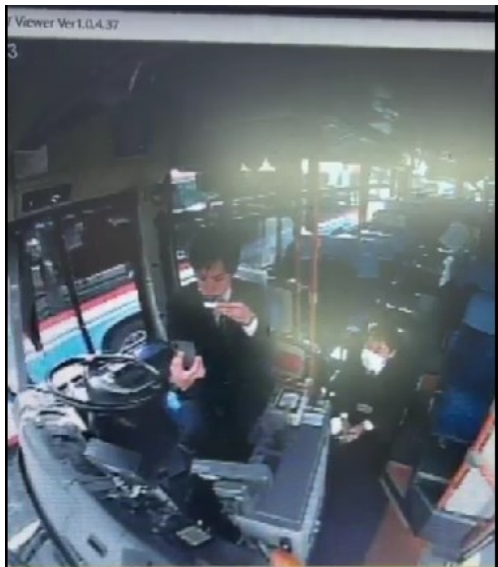
営業所・車庫以外での点呼を実施するにあたり、現状、

- ① 監視カメラの設置
- ② クラウド型ドラレコの活用
- ③ 2台目となるストリーミングカメラの使用を想定しているが、以下課題あり。

- ① 初期費用及びランニングコスト
- ② スマホを活用する場合、2台目カメラの接続が技術的に困難

なりすまし防止、アルコール検知器の不正使用を防止するための措置として、点呼実施場所の天井や車内に監視カメラ、クラウド型ドラレコ等を備えられない場合は、点呼で使用するスマートフォンを活用し、アルコール検知器使用前後において、周囲の様子（上下左右）の撮影を求め、運行管理者が点呼を行う際にその様子を確認することで監視カメラと同等の効果としたい。

ドライブレコーダーでの映像

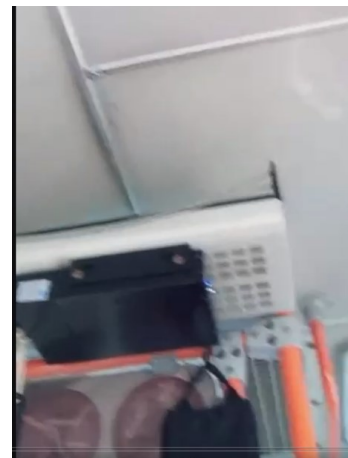


スマホカメラの活用

左側の映像



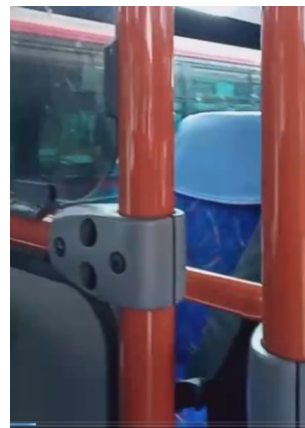
天井部の映像



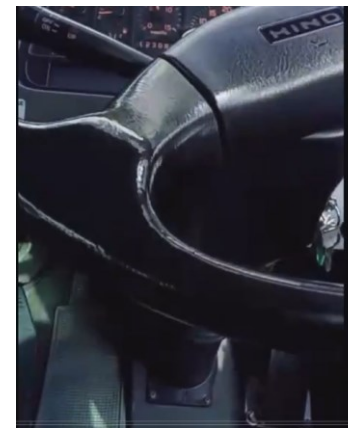
右側の映像



後部の映像



足元の映像



(自動点呼・現状)



営業所・車庫に備付の
監視カメラ



遠隔点呼同様、監視カメラの要件が必要となるが、遠隔点呼と同様の課題あり。



業務後自動点呼を行う機器を操作している一連の様子及びアルコール検知器使用時の周囲の様子をノートパソコンに内蔵されているWebカメラ等により録画を行い、その様子を運行管理者が業務後点呼実施後に確認することを求めることで、監視カメラと同等の効果としたい。

論点 改正点呼告示における運用において

改正点呼告示の運用において、注意すべき点はないか。